

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【103】
2. 日時：令和4年3月1日 10時30分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、照井安全審査官※、藤田審査チーム員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 マネージャー（原子力耐震） 他10名※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、基本設計方針（12条）、発電用原子炉の溢水防護に関する説明書について、令和4年2月24日の提出資料に基づき説明があった。

- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明を求めた。

【基本設計方針（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）】

○特になし

【溢水等による損傷防止の基本方針】

○被水防護カバーについて、溢水を防止する機能を維持する設計であることから記載の適正化をすること。

【防護すべき設備の設定】

○溢水防護区域の図について、吹き抜け部の溢水防護区画については、下層階にのみ区画境界を記載していることが明確になるように注釈等で補足するなど検討すること。

○溢水評価対象設備のスクリーニングにおいて、他の機器で要求機能を代替できるとして評価対象外にした設備について、代替させる設備が分かるように対応表等を追記すること。

- (3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他
提出資料：
なし